

会 議 要 旨

会議名	第2回館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会
開催日	平成28年4月22日(金) 午後1時30分から4時30分
開催場所	千葉県教育会館 202 会議室 (千葉市中央区)
出席者	委員：大野精一委員長，篠崎 純副委員長，安藤知史委員， 岩田 泉委員，小澤美代子委員，谷口 聡委員 事務局：西川 隆総務部長，手島 隆第三者委員会担当課長， 川上 孝総務課長，細田智輝総務課職員
公開・非公開の別	非公開
非公開の場合の理由	審議や個人の情報保護等に支障があるため
傍聴者	－ 名
会議概要・結果等	<p>【審議概要】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">論点整理</p> </div> <p>①論点整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自死以前の亡くなった生徒の言動に対する周囲の対応の明確化。 ・自死に至るまでの事実については、外的事実だけでなく、生徒の心理的な要因も含めて調べる。 ・合理的な仮説を構築し、これを確認し直す。 ・いじめの有無といじめと自死の因果関係を分離して考える必要。 ・いじめの継続性を調べる必要。 ・亡くなった生徒の人間関係を調べる必要 ・本人理解・環境理解・対応状況把握が必要。そのために資料整理、聞き取り調査を実施する。 ・いじめ等の相談への対応の妥当性を調べる必要。 ・自死後の対応において、保護者会当日の状況の確認。 ・2回のアンケート調査について、様々な視点から読み直す必要。 ・自死後の周囲の対応は、亡くなったことを了解できないことへの反応。 ・自死後の対応について議論するに当たっては、議会や関連団体等まで含めるべきか。 ・提言に当たっては、学校、遺族の当事者間での解決の道筋についても考えるか。 <p>②今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自死に結び付いた可能性のある事項を抽出し、調査する内容・方法について議論するのが効率的。 ・事実関係の把握に当たり、事実としてはっきりしているもの、よくわからないものに分け、さらによくわからないものは調査方法があるものとならないものに仕分けをする。 ・遺族がいじめと思っているものが、資料上どうであるかを確認することが、手始めとしてやりやすい。 ・遺族からの聞き取りは、1回ですべてを聞き取るのではなく、聞

く内容を絞って、何度かに分けて実施する。

- ・学校・教育委員会からの聞き取りは、この点を聞くには誰が一番適切か、絞り込みを行ってから行うべき。
- ・遺族からの聞き取りの際、本委員会への要望が寄せられるのではないか、その場合に客観性が保てるように聞き取りを行う。

決定事項

- ・時系列を整理した資料、遺族と教育委員会の論点を整理した資料を念頭に置き、各委員が配付資料を読み込む。
- ・事実関係の確認に当たり、原典精査を法律分野の委員が行う。教育・心理の専門の委員が遺族にインタビューをして、成育歴等を明確にする。次回の委員会までの間で、可能な限り調査を行うこととし、実施方法・内容・時期等は、各グループで決定して行う。

「いじめ」の定義

- ・亡くなった生徒に対して行われた行為が、法的にどう評価されるかを委員会が判断するならば定義が必要だが、生徒に何が起きたか、また、対応がどうであったかを考察することがこの委員会に求められているものであり、いじめの定義にこだわる必要はない。
- ・法のいじめの定義中の「児童生徒が感じる心身の苦痛」は、範囲が広いが、再発防止、被害者救済の観点からすると、定義が広いことに意味がある。再発防止も重要な役割の一つであり、法の定義を前提に考えて良い。

決定事項

- ・いじめの定義は、現段階でこの委員会ですべてに定義する必要はない。必要があれば法律の定義に則して判断する。

委員会スケジュール

第3回以降のスケジュール

回	日付	会場
第3回	5月31日(火)	千葉市
第4回	7月2日(土)	館山市
第5回	8月2日(火)	千葉市
第6回	9月16日(金)	館山市
第7回	10月21日(金)	千葉市
第8回	11月18日(金)	千葉市
第9回	12月16日(金)	千葉市
第10回	平成29年1月20日(金)	千葉市
第11回	2月16日(木)	千葉市
第12回	3月17日(金)	千葉市